

2024年2月29日

各 位

株式会社東京衡機  
管理部

## 名誉棄損に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、今般、下記のとおり、損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起しましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 本訴訟を提起した裁判所および年月日  
東京地方裁判所 2024年2月29日
2. 本訴訟を提起した者（原告）
  - (1) 名称：株式会社東京衡機
  - (2) 本店所在地：神奈川県相模原市緑区三井 315 番地
3. 本訴訟を提起した相手方（被告）  
下記5記載のとおり
4. 本訴訟の内容および請求の金額
  - (1) 訴訟の内容  
損害賠償請求
  - (2) 請求金額  
200万円
5. 本訴訟の提起に至った経緯等

2023年4月16日、インターネットで閲覧可能な掲示板「YAHOO! JAPAN ファイナンス」において、当社代表取締役小塚英一郎が反社会的勢力との関係性を有する旨の虚偽の事実を摘示する複数の投稿（以下「本投稿」といいます。）がなされました。これを受け、小塚英一郎（個人）にて東京地方裁判所に対して発信者情報開示命令申立（東京地方裁判所民事第9部令和5年（発チ）第1097号）を行ったところ、同年8月4日付で同申立てが認容され、本投稿を行ったアカウントの登録者にかかる電話番号等の開示決定がなされました。そして、その後の調査において、当該電話番号の契約者（以下「本契約者」といいます。）が判明いたしました。

本投稿は、小塚英一郎のみならず当社が反社会的勢力との間で何らかの関係性を有する旨の虚偽の事実を摘示するものであり、上場会社である当社名誉権等を侵害することから、当社としても本契約者を被告として損害賠償請求訴訟を提起することといたしました。

なお、当社は、本訴訟の提起に際して、本訴訟の提起を依頼する法律事務所との間で繰り返し協議を重ねており、また、2024年2月19日開催の取締役会において、本訴訟の提起について承認する旨の決議を得ております。

## 6. 今後の対応方針

本投稿により、株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますため、今般、本契約者が判明したことを受け、当社として、今後も毅然とした姿勢でコンプライアンス体制を強化し続ける方針に微塵の揺らぎもないことをすべてのステークホルダーの皆様に対して明確に示させていただきたく、本訴訟の提起に至った次第です。

当社は、本投稿以外にも、当社の元役員が反社会的勢力との間で何らかの関係性を有することを示唆する旨のインターネット上の記事または投稿等を確認しておりますが、当社が反社会的勢力との間で何らかの関係性を有する事実は一切存在いたしません。当該記事または投稿等は、いずれも具体性に欠け、一見して信ぴょう性が乏しい内容ではありますが、今後も、具体的に虚偽の事実を摘示すること等により当社の名誉権等を侵害する記事または投稿等を確認した場合には、法的対応を含め、厳しく対応させていただき所存であります。

当社は、引き続きグループの役職員一丸となってコンプライアンス体制を強化して参りますので、今後ともご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上